(その1)



令和4年分 (令和 年 月 日開催分)

/ > 11 ±3±~ \					ਜ	% 2/2 T	3 4 0 E /				
(ふりがな)	かとうあゆこさかたあくみちくこうえんかい				<u></u>		団体の区分				
1 政治団体の名称	加藤鮎子酒田飽海地区後援会	□政□□政	党	の	支	党 部				8条の2第 政治団体	
₂ 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	山形県酒田市亀ヶ崎3-7-7		台 ——	資 金	団	体	☑ そ の □ そ の 他	• —	ひ政は治団	治団体の支部	
					7	5 動 [区域の区分				
3 代表者の氏名	前田 直之	□ 2以上	の都	道府県の)区域等		☑ 同一の都	道府県	の区域内	3	
		14- 6 44-		/1 - 15a-			A		-1.1 11		
		資金管	埋団	体の指定	Eの有無				政治団体		
4 会 計 責 任 者 の 氏 名	加藤 正行	│□有					│ □ 政治資金	規正法	第19条	の7第1項第	
4の 氏 名	加藤 正行						1 号に係る国会議員関係政治団体				
							│ ☑ 政治資金	規正法	第19条(の7第1項第	
	公職の種	類							月 係政治団体		
事務担当者の氏名	資金管理	引体				公職の候補者 公職の候補者 角田 鮎子					
	の届出をし					公職の候補者 角田 鮎子 の 氏 名 用 鮎子					
佐藤	寿志子	者の氏									
<u> </u>	みの 1		-				一公職の種業	頁衆議	院議員	(現職)	
(電話)0235-22											
		資金管	理団	体の指定	この期間		国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間				
(電話)		平成	年	月	日	から	平成	年	月		
		平成	年	月		まで	平成	年	月	日まで	

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	円
収 入 総 額	0
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人(の負担する党費又は会費	
金	額	円 0
<u> </u>	数	٨,
貝		<u> </u>

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
	円 ·	
(ア)個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ)法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ)政治団体からの寄附	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計(ア+イ)	0	

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資	産	等	のす	声 無										.		
				資	産	等の	項目別	I 🗵	分					有	無	備考
ア	土												地		Į.	
1	建												物		T	
ゥ	建	物の	所有	を目	的	とす	る地	上格	又は	ま 土	地の)賃借	権		Ū	
ェ	取	得(の 価	格	が	1 0	0 7	ī P	りを	超	え	る動	産		ð	,
オ	預	金(普	通預金	及び当	座 預	金を除	: < 。)	又は	貯金((普通	貯金	を除く。	,)		ď	
カ	金	·			銭				信				託		Ď	
+	有				価				証			· · · · ·	券		Þ	
ク	出		資		IC.		よ		る	e	権		利		ď	
ケ	貸	付 先	ごと	の残	高	が 1	0 0	万	円を	超	える	貸付	金		Þ	
П	支	払わ	れ	た 金	額	が 1	0 0	万	円	を 超	え	る敷	金		ত	
サ	取	得の作	田格が	1 0	0 万	円を	超える	施	設の	利用	に関	する柞	重 利		ď	
シ	借	入先	ごと	の残	高	が 1	0 0	万	円を	超	える	借入	金		Ø	

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- (3) 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 6 日

政 治 団 体 の 名 称 加藤鮎子酒田飽海地区後援会

会計責任者の氏名 加藤 正行(旅

※代表者の氏名

- (備考) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
 - ※政治団体が解散した場合には、解散年に係る本様式の「※代表者の氏名」欄にも記名押印又は本人が署名をすること。

政治資金監查報告書

令和5年3月3日

加藤鮎子酒田飽海地区後援会 代表 前田直之 殿



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、加藤鮎子酒田飽海地区後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者 の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領 収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る 支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果 を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、加藤鮎子酒田飽海地区後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されて いた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、加藤鮎子酒田飽海地区後援会に係る 支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細 書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国 会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会 議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規 定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示さ れていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

加藤鮎子酒田飽海地区後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違 反する事実はない。

また、加藤鮎子酒田飽海地区後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

